



古物商、質屋の皆さまへ

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）が令和6年4月1日に施行されます。これに伴い、古物営業法及び質屋営業法の一部が次のように改正されます。

ウェブサイトへの氏名等の掲示

- 掲示する内容は、許可証に記載されている次の事項です。
 - ・ 氏名又は名称
 - ・ 許可をした公安委員会の名称
 - ・ 許可証の番号

ただし、次のいずれかに該当する場合は掲示義務が免除されます。

- ・ 常時使用する従業者の数が5人以下の場合
- ・ 管理するウェブサイトを持っていない場合

※管理するウェブサイトとは、他の業者に委託して運用しているウェブサイトを含みます。



インターネットを利用した非対面の取引をする古物商の方は、上記に該当しても掲示義務が免除されません。

本件に関するお問い合わせ
愛媛県警察本部生活環境課
営業係 089-934-0110